

## 過誤処理について

### 【過誤処理とは】

国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合に、事業所から保険者へ過誤申立をして給付実績を取り下げる処理のことです。

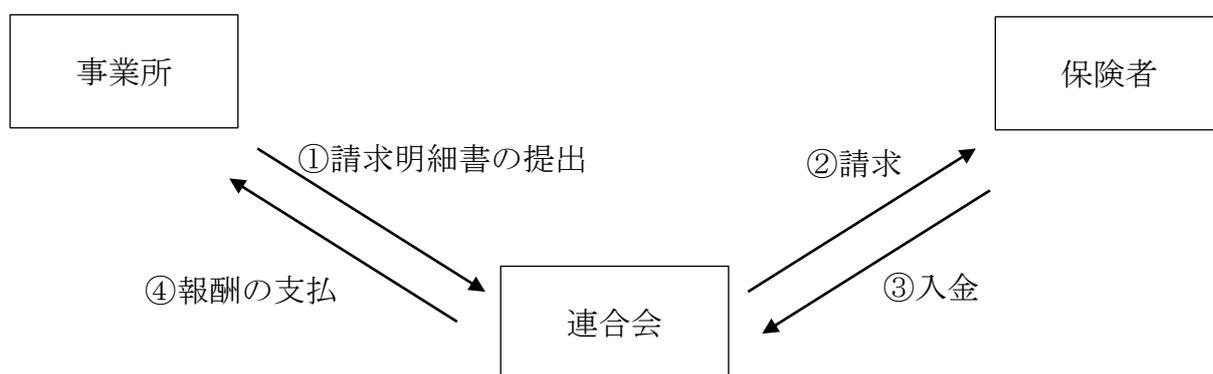
過誤処理を行わないまま再請求を行うことはできません。

過誤処理を行うことで事業所へ請求明細書の取り下げが行われ、これにより請求明細書の再提出が可能となります。

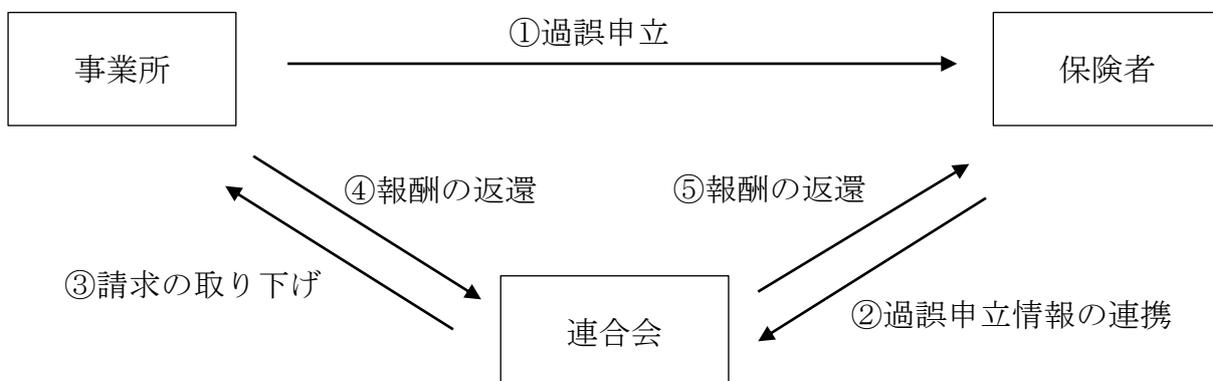
なお、給付管理票は過誤処理の対象とはなりません。

給付管理票の作成区分を「2：修正」にして提出することで給付管理票の内容は修正されます。

### 《介護報酬の請求》



### 《過誤処理》



**【過誤処理を行う際の手続き】**

過誤処理を行うためには、対象となる請求明細書に記載されている保険者に連絡のうえ、過誤申立書を提出していただきます。

提出期限や提出方法などは保険者によって異なるため、保険者の指示に従って手続きを行ってください。

**【過誤処理完了の通知】**

保険者に提出された過誤の申立情報は、その後に本会へ連携され、その情報を基に本会で過誤処理を行います。

過誤処理が完了したものについては、処理月の翌月上旬（伝送事業所のみ。伝送以外の事業所へは中旬）に「介護給付費過誤決定通知書」を送付いたします。

なお、提出いただいた請求明細書原本（紙やCD、伝送データ）は返送されませんのでご了承ください。

**【過誤処理による支払額の調整】**

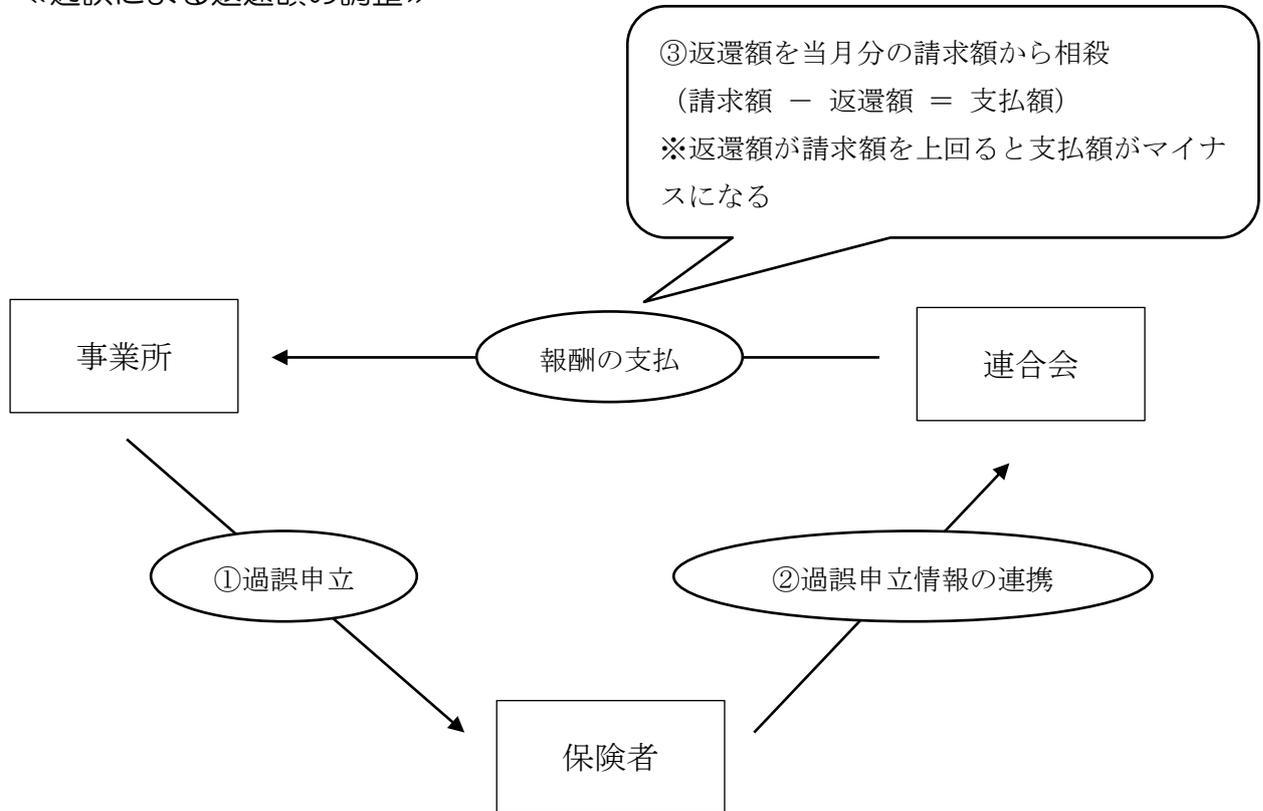
過誤処理による返還額は国保連合会を通じて保険者に支払うことになります。

支払方法は返還額を個別に支払うわけではなく、事業所からの介護報酬の請求額から相殺します。

そのため、過誤の金額に応じて事業所への支払額が少なくなりますので、過誤の件数及び金額が多い場合には事前に保険者とよく相談してから申立をしてください。

また、過誤による返還額が当月分の請求額を上回った場合、事業所への支払額がマイナスとなり、その分の金額を国保連合会へお振込みいただくことになります。

《過誤による返還額の調整》



### 【過誤処理の種類】

過誤処理には再請求を行うタイミングによって通常過誤と同月過誤の2種類があります。

それぞれメリット・デメリットがありますので、保険者と相談のうえ状況に応じて選択してください。

#### ○通常過誤

過誤処理を行った月の翌月以降に再請求を行う方法です。

処理に関する流れがシンプルでわかりやすく、再請求の時期も自由が利くため、基本的にはこちらを選択していただくことになります。

ただし、過誤による返還額がそのまま当月分の請求額に影響するため、件数が多い場合には注意が必要です。

#### ○同月過誤

過誤処理を行う月と同月に再請求を行う方法です。

過誤による返還額を当月分の請求額と再請求額の合計から相殺することで事業所への支払額に対する影響を少なくできるため、過誤の件数が多い場合に適した処理となります。

ただし、制限事項や注意事項があるため、それらを予め把握したうえで選択していただく必要があります。

※詳しくは別資料「同月過誤に関する注意事項」をご覧ください。

|      | N月         | N月の翌月以降 |
|------|------------|---------|
| 通常過誤 | 過誤処理       | 再請求     |
| 同月過誤 | 過誤処理 & 再請求 |         |